

保健医療計画に基づく病床配分について

平成30年度から、病床配分に係る事務手続を変更する。

○ 配分病床数の決定に当たり

- ・ 病院等の開設等予定者は、地域医療構想調整会議で計画を報告する。
- ・ 都は、医療審議会への報告後、配分病床数を決定する。

○ 病床配分を年1回(3月末)とする。(現行 年2回(9月末・3月末))

○ 病床の配分から開設等の申請までの期間を1年以内に延長する。
(現行 6月以内)

○ 基準病床数の見直しを3年後に行う。(現行 保健医療計画の改定ごと)

【参 考】スケジュール(案)

現 行

↓ 既存病床数の公表(4/1時点)

↓ 既存病床数の公表(10/1時点)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事前相談(第1回) (事前協議の申出受付)			審 査			配分決定 (第1回)	事前相談(第2回) (事前協議の申出受付)			審 査		配分決定 (第2回)

平成30年度以降

↓ 既存病床数の公表(4/1時点)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事前相談 (事前協議の申出受付) ※事前協議の申出受付期限については、検討中						地域医療構想調整会議 (整備計画等の報告)			審 査		医療 審議会	配分 決定